

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年11月6日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

マリノス通り樹木伐採業務委託

2 履行（納品）場所

港北区新横浜2丁目

3 契約日

令和元年10月10日

4 履行期限

令和元年11月8日

5 契約金額

297,000円（うち消費税及び地方消費税相当額 27,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：田口園芸株式会社

所在：鶴見区北寺尾1-11-34

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

大型台風接近の中、マリノス通りにおいて、倒木しそうな街路樹が確認され、人的災害の危険性が高いことから、緊急対応にて伐採する必要がある、緊急口頭契約を行いました。なお、令和元年9月8日から9月9日かけて上陸した台風15号の風雨による影響であると考えられます。

8 契約の相手方の選定理由

日産スタジアム周辺で当課委託を受託しており、当該地を熟知し、必要な資機材や人材等の確保が可能であり、迅速に対応できるため選定した。

9 所管課

環境創造局公園緑地部会場整備課